

# 仕様書

## 1 業務名

プラスチックごみ削減に関する啓発業務

## 2 目的

佐賀県は有明海と玄界灘という二つの海に面し、豊かな自然に満ちており、この素晴らしい「佐賀の自然」を次の世代へ引き継いでいかなければならない。しかし、現在、不用意に捨てられたプラスチックごみ等が川を通じて海に流れ込み、海岸への漂着や生態系への影響など自然界に深刻なダメージを与えており、大きな問題となっている。

一方で、安く使い勝手のよいプラスチックは、私たちの生活に欠かせないものとなっており、急に使用を禁止することは困難である。持続可能な循環型社会を実現するためには、今の生活を維持しつつ、賢くプラスチックと付き合い、減らしていくことが大切である。

そこで、佐賀県では、全ての県民がプラスチックごみ問題に対する理解を深め、主体的にプラスチックごみの削減に取り組んでいくことを目指す「プラスマ Life さが (Plastic Smart Life さが)」を県民運動として展開している。そして、3R推進月間である10月をプラスマ Life さが強調月間とし、海洋プラスチックごみ問題等について楽しく学んでいただくイベントやプラスチックごみ削減に関する啓発資材の配布を行う事で、県民の意識改革・行動変容を推進する。また、プラスチックごみ問題への関心はあるが、削減するためには何をすれば良いのか分かっていないと思われる20から30代の子育て世代をターゲットにして、削減に向けた具体の取り組みの紹介やプラスチックごみ削減に役立つノベルティの配布等を行う事で、取り組みへの第一歩のきっかけとする。そして、こどもと共にプラスチックごみ問題について考えることで、プラスチックスマートなライフスタイルの定着を図る。

## 3 履行期間

契約締結の日から令和5年11月30日(木)まで

## 4 業務内容

### I 啓発資材の製作

#### (1) 啓発グッズの製作・配布

- ① 県民に海洋プラスチックをはじめとしたプラスチックごみ問題に関心をもってもらい、プラスチックごみ削減に向けた行動に役立ててもらえるような啓発

グッズを製作すること。その際、「プラスチックは えらんで 減らして リサイクル」などのプラスチックごみ削減を促す言葉を入れること。

- ②啓発グッズはプラスチック素材以外、もしくはバイオマスプラスチック等の環境に配慮した素材を用いること。
- ③グッズの使用がプラスチックごみの削減につながるような工夫を施すこと
- ④Ⅱのイベント開催時に啓発グッズを参加者に配布すること。

(各 200 個程度)

- ⑤製作するグッズの種類・個数

【製作種類】 ・プラスチックごみ削減の啓発に効果的なグッズを大人向け・子供向け（小学校低学年）にそれぞれ1種類提案すること  
(例：エコバック、タンブラー、カトラリーセットなど)

【製作個数】 各 500 個

【納期期限】 令和5年10月6日（金）

## Ⅱ 「プラスマLife さが」推進イベント・広報

ターゲットである 20 から 30 代の子育て世代が海洋プラスチックをはじめとしたプラスチックごみ問題について楽しく学び、理解を深め、意識改革・行動変容につながるようなイベントを実施する。

### (1) プラスチックごみ問題に関するイベントの開催

- ① プラスマLife さが強調月間（10 月）に、県民が集まる商業施設等において、プラスチックごみ削減をテーマとし、イベントを1回以上開催すること。
- ② イベント参加者に啓発チラシや啓発グッズ等を活用して、海洋プラスチックごみ問題等に関心を向けさせ、プラスチックごみ削減に資する行動の実践を呼びかける内容とすること。
- ③ プラスチックごみ問題やプラスチックごみ削減の取り組みへの理解を図るため、親子で参加できる体験型コンテンツを準備すること。
- ④ 市町・CSO・「チームプラスマさが」登録企業などの団体と協働して（ブースを設ける等）行うこと。特に「チームプラスマさが」登録企業の取組紹介の場を設けること。

※「チームプラスマさが」とは

県内でプラスチックごみを削減する取組を実践されている店舗・事業所で組織している登録制度

- ⑤ 小川中学校生徒が作成したアート作品等を展示するスペースを設けること。
  - ⑥ 参加者を募るイベントを開催する場合、参加者の決定は公平に行うこと。
- (2) 幅広い層を対象にプラスチックごみ削減啓発を兼ねたイベント事前告知の実施

- ① SNSやチラシ・ポスター、ラジオ等を使った効果的な手法を提案すること。

### Ⅲ その他自由提案

事業目標達成のため、効果的であると考えられる企画があれば、本予算内で提案すること。

#### 5 完了報告

委託業務の完了後、速やかに実施内容等を取りまとめ、次の書類等を添付して、委託業務完了報告書（1部）及びデータ一式を提出するものとする。

- ・事業報告書（事業概要、イベント内容説明、写真）及び写真データ

#### 6 留意事項

- (1) 業務の運営に必要なかつ適切な人員配置を行うこと。
- (2) 本業務の遂行にあたり疑義が生じた場合、県と受託者双方による協議の上で定めるものとする。
- (3) 受託者が本業務委託により新たに制作した制作物の著作権（著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利を含む）は、編集タイアップなど媒体社が権利を保有する場合を除いて佐賀県に帰属するものとし、県は、これらの制作物（写真、イラスト、文章、ロゴ、データ等）を無償で自由に二次利用できるものとするとともに、制作者は県に対して著作権・人格権を行使しないものとするを原則とする。
- (4) 成果品の二次利用について、媒体社などが権利を保有する場合であっても、県は下記の場合において、無償で自由に二次利用できるものとする。
  - ア) 県が保有するホームページ、SNSでの公開
  - イ) 講演会、イベントや企業訪問先などでの紹介・上映・配布などなお、その他に二次利用する場合の使用期間については、両者協議の上、定めるものとする。また、第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。
- (5) 制作物の中に第三者が著作権を持つ素材を利用する場合には、受託者が著作権者の承諾を得て、利用を行うこととする。県の利用についても同様とする。
- (6) 本業務の全部又は一部を再委託することは原則として認めない。ただし、県と受託者の協議により、県が認めたときは、この限りではない。なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任は受託者が負うこととする。
- (7) 本業務で収集した情報及び成果物については、当該業務において使用することとし、他の目的に使用してはならない。また、本業務の履行にあたって知り得た情報を漏らしてはならない。
- (8) 個人情報の重要性を認識し、個人情報を扱う者の倫理及び良識ある判断に基

づき、個人情報の管理を徹底し、個人情報の漏洩等のないように万全の注意を払わなければならない。また、個人情報の取扱いには、佐賀県の定める「情報セキュリティポリシー」及び「個人情報保護条例」を遵守するものとする。